

令和元年度第12回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和2年3月11日(水) 開会 午後 2時30分
閉会 午後 3時45分

(2) 場所 福岡市役所 15階講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

堀内 徳之	笠 信一	中村 光明	久保田 喜一	大内 弘明
濱地 稔	蓑原 一也	柴田 清孝	笠 康雄	小賦 眞須美
城田 知子	北本 一孝	清水 源義	富永 豊	淀川 正之
明永 卯太郎	井手 鐵男			

以上 17名

(2) 欠席委員

高木 智代 以上 1名

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

蓑原 一也 柴田 清孝

6 書記氏名

鶴賀 雅代

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

なし

9 事務局出席者

藤尾 浩	清松 健二	宮原 信彦	行 真樹	恵村 猛夫
樗木 五郎	古島 美保			

議 長	<p>ただいまより、令和元年度第12回福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員定数19名中17名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日は、新型コロナウイルスの感染防止のため、推進委員の出席を控えていただいておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議事は、審議事項の議案が14件、報告事項が5件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「蓑原 一也委員」と「柴田 清孝委員」を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p style="text-align: center;">案件1 農地に係る事項 議題第1号 「農地法第3条の規定による許可申請」について</p>
議 長	<p>審議事項の議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>(議案第1号～第2号について、資料により説明)</p>
事務局 長	<p>(議案第3号～第4号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>推進委員は欠席ですので、事務局より報告をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>第1号議案は担当区域の推進委員から、「世帯内贈与であり特に問題なし」との報告をいただいております。</p> <p>第2号議案は担当区域の推進委員から、「親子間の貸借であり、特に問題なし」との報告をいただいております。</p>
事務局 長	<p>第3号議案につきましては担当区域の推進委員から、「あっせんによる3条申請で特に問題はない」と報告をいただいております。</p> <p>また、第4号議案につきましては、担当区域の推進委員から、「すでに現地はビニールハウスを多数設置し、花の栽培中です。今回の3条申請は農地の名義変更のためのもので特に問題はない」旨の報告をいただいております。</p>

議	長	事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご質問ご意見はありませんか。
		(質問・意見なし)
議	長	それでは、採決を行います。 議案第1号から第4号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第1号から第4号は原案どおりで可決しました。
議題第2号		
「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について		
議	長	次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係	長	(議案第5号について、資料により説明)
事務局	長	(議案第6号～第7号について、資料により説明)
議	長	ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。 推進委員は欠席ですので、事務局より報告をお願いします。
農地調整係	長	第5号議案は、担当区域の推進委員から、「3月4日に他の委員、地区の水利委員長、申請者、借人である宅配業者の立ち会いのもと現地調査を行い、特に問題なし」との報告をいただいております。
事務局	長	第6号議案でございますが、担当区域の推進委員から、「以前から宅地への進入用として使用されており、正式な手続きをとっていなかったことに関してはちょっと問題がありますが、許可申請については特に問題ありません」と、報告をいただいております。 また、第7号議案でございますが、担当区域の推進委員から、「一筆のうちの一部の転用であり、隣地は申請者の畑であり、特に問題はありません」と報告をいただいております。

議 長	事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご質問ご意見はありませんか。
農 業 委 員	<p>第5号議案ですが、7ページの立地基準の下方に、第1種農地であるが農地法施行規則の規定により、2分の1を超えないものとあります。この場合、2分の1を超える面積の場合に、分筆して2分の1を超えなければ、第1種農地でも許可になっております。</p> <p>それで、お聞きしたいのですが、2分の1を超えない面積で何回か申請するということもあるかと思いますが、その判断についてお聞かせください。</p>
農地調整係長	まず、2分の1を超えない範囲で転用したとします。そのあとにまた何らかの必要性があって、またその面積の2分の1で、転用申請を出すことは可能です。
農 業 委 員	はい。わかりました。
議 長	他にありませんでしょうか。
	(質問・意見なし)
議 長	<p>ないようですので、採決を行います。</p> <p>議案第5号から第7号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第5号から第7号は原案どおりで可決しました。</p> <p>(東日本大震災で犠牲となられた方々への弔意のための黙祷中断)</p> <p style="text-align: center;">議題第3号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について</p>
議 長	次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(資料により説明)
議 長	ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推

	<p>進委員に意見をお伺いします。</p> <p>推進委員は欠席ですので、事務局より報告をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>第8号議案の担当区域の推進委員からは、「現地調査の結果、特に問題なし」との報告をいただいております。</p> <p>次に第9号議案ですが、担当区域の推進委員から、「3月2日に申請者、施工業者、事務局の立ち会いのもと事前審査会を行い、特に問題なし」との報告をいただいております。</p> <p>次に第10号議案の担当区域の推進委員から、「水利委員にも確認し、土砂流出がないように転用すれば特に問題なし」との報告をいただいております。</p>
議 長	<p>事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第8号から第10号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第8号から第10号は原案どおりで可決しました。</p>
<p>議題第4号 「非農地証明の発行」について</p>	
議 長	<p>次に、議題第4号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>(資料により説明)</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。</p> <p>推進委員は欠席ですので、事務局より報告をお願いします。</p>

事 務 局 長	担当区域の推進委員から、「相当前から耕作されておらず、非農地証明については特に問題ありません」との報告をいただいております。
議 長	事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご質問ご意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	それでは、採決を行います。 議案第11号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第11号は原案どおりで可決しました。
議題第5号 「非農地証明の不発行」について	
議 長	次に、議題第5号「非農地証明の不発行」について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局 長	(資料により説明)
議 長	ただ今、事務局より説明がありました議案について、現地調査をされた推進委員に意見をお伺いします。 推進委員は欠席ですので、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 長	担当区域の推進委員に現地を見ていただいております。 意見でございますが、「現地を確認しました。確かに現地は傾斜地であり、荒廃部分も見取れますが、その斜面を利用して、みかん等を植樹してあったものと思われ、数本残存しております。 里道等は狭く、傾斜がきつい箇所もあり、トラクターなどの乗り入れは厳しいと思われませんが、それをもって通作できないこともなく、果樹等の栽培であれば十分にやっつけていけるし、これ以上荒廃が進まないように管理をお願いしたいと思います。」との報告をいただいております。
議 長	事務局からの説明及び現地調査の結果についての推進委員の意見をお聞きしましたが、ご質問ご意見はありませんか。

農 業 委 員	<p>推進委員から、同行をお願いされまして、一緒に見に行きました。 現地は、大して荒れていません。今事務局の説明どおり、1年半ぐらい前に贈与で畑を取得されたそうですが、耕作する予定で贈与を受けたというわけで、やはり不発行が妥当だと思います。</p>
議 長	<p>他にありませんでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。 議案第12号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第12号は原案どおりで可決しました。</p>
<p>議題第6号 「福岡市農用地利用集積計画」について</p>	
議 長	<p>次に、議題第6号「福岡市農用地利用集積計画」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地利用推進係長	<p>(資料により説明)</p>
議 長	<p>事務局からの説明について、ご質問・ご意見は、ありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>それでは、採決を行います。 議案第13号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第13号は原案どおりで可決しました。</p>
<p>議題第7号 「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）」について</p>	

議 長	次に、議題第7号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長	(資料により説明)
議 長	事務局からの説明について、ご質問・ご意見は、ありませんか。
農 業 委 員	<p>私は、下限面積について、なぜ市内統一できなかったのか疑問を持っております。また、参考資料に世帯数の割合が示されておりますが、果たして正確であるかということも疑問に思っております。というのは、現在私が住んでおります区域におきましては名ばかりの農家があります。</p> <p>規模の大きい農家へ貸しているような農家もあり、この割合についてどうかと思っております。</p> <p>また、この施行年度が平成24年4月1日からということですが、再度見直すことも必要ではないかと思っております。</p>
部 会 長	<p>下限面積については、今年度10月、11月、12月の3か月の間に3回の検討部会を開催し検討いたしました。委員が言われましたような意見も検討部会の中で出されております。</p> <p>現在の下限面積を設定したのが平成24年ですが、その前も50アールから10アールと地域ごとに設定しており、一律ではなく、地区ごとに農家数の割合を算出して、下限面積を設定するようになっておりました。</p> <p>この下限面積の決め方というのは、省令で定められておまして、経営面積が小さくなっているところ、或いは新規就農を促進しなければいけないところには、各農業委員会が独自に設定することができる規定になっており、今年度の検討部会の中でも全市一律の10アールにしたらどうか、という意見も出されましたし、10アールではなかなか難しいのではないかという意見もありました。</p> <p>それで、過去の設定変更の経緯も考え、来年度は現在のままで行こうという結論になったわけです。</p> <p>参考までに検討部会の中で意見が多かったのは、空き家付きの農地の件です。</p> <p>全国的にそういう自然が豊かな環境へ移住したいという人が増えていることから、下限面積を1アール等にするというようなことも協議しましたが、このことは、12月に成立した改正地域再生法の法律をよく見て考えるべきではなかろうか、ということで今回は見送りになりました。</p>
農 業 委 員	わかりました。現在、あまりにも農家の高齢化が進んでおります。その

<p>部 会 長</p>	<p>一方で新規就農者が増えていないということは、新規就農者をもう一度掘り下げ、会社をリタイアされた方が、一反程度の面積でも農業に取り組んで、地域の活性化のため、その地域を守ってくれるような人材を確保するのも一案ではないだろうかという考えを持っており、2反という面積はちょっと大きいかなという気持ちで質問いたしました。</p> <p>部会長のご意見は確かに分かりますが、私の考えとして、そういう気持ちを持っていることをご理解いただきたいと思います。</p> <p>今回は結論的には従来と同じような設定にしようということに落ち着きましたが、やはりこれからも検討は必要だということと、先ほど言った改正地域再生法についても取り組んでいかなければならないことで、皆さんの意見が一致したところがございます。</p>
<p>農 業 委 員</p>	<p>私も検討部会の中で下限面積を全市一律にすべきではないかと主張しておりました。実際農地が荒れてきているところは、早良区、西区ではないかと思っております。都市部の農地が荒れないのは、資産価値が高いからです。また、ある地区では一時的に新規就農者が増えましたが、それは市が行った事業で下限面積を10アールとして認めたからです。</p> <p>しかし、今は増えてないというのは、下限面積が20アールということが大きなネックとなっているのではないかと思っております。</p> <p>また、今回の第1号議案は、親子間の贈与ですが非常に高齢者間での贈与があっているわけです。これは、将来財産で揉めるからあらかじめ贈与する。一方で、下限面積が20アールの区域はそれ以下の場合、贈与も受けられないし新規就農もできないことになる。</p> <p>例えば、下限面積に満たない場合に、第三者から利用権等により借入することにより、所有権取得後の面積が下限面積をクリアできるというような方法で農地の権利を取得している方もいる。</p> <p>農地が投機的に扱われるのは問題と言われるかもしれませんが、やはり農地は財産ですので当然、投機的なものがあってしかるべきであろうと思うし、兼業農家として農地を持つ、例えば、サラリーマンの方が家庭菜園の延長で1反程度取得するというのもあるのではと思います。</p> <p>新規就農というとすぐに専業農家をイメージされると思いますが、1反や2反くらいで専業農家として生活していけるはずはないと思います。</p> <p>逆に言えば、サラリーマンだからこそ1反くらいの面積から始めて、将来的には2反、3反となっていくような方法もできるのではないかと思います。だからこそ、入口を広く低くすることによって新しく農業に参画してくれる方が増えるのではないかと思います。集落には出方とかがあり、周囲と調和していただくことによって、地域の人手不足の解消とか環</p>

部 会 長	<p>境が守られていくということを検討部会の中で発言させていただいたわけです。</p> <p>それぞれの区でも同じ条件ではないから、逆に全市で考えれば、当然10アール以上という適用になるのではないかと考えております。</p> <p>実際、決定するのはこの総会ですからその辺りを皆さん方がどう考えるかだろと思うております。</p> <p>あと、4～5年もすると団塊の世代が農業からリタイアしていく。そうになると相当の面積の農地が荒れていくのは目に見えている。そうならないために、早々に手を打って一人でも多くの方が農地を耕していただけるようなシステムを構築したほうが、将来的には福岡市の農地を守ることになるのではないかと考えております。</p> <p>農業委員会は、省令の定める基準に従って別段の面積を定めておりますが、利用状況調査等の結果を加味しながら検討していかなければならないと思います。</p>
事 務 局 長	<p>いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。</p> <p>特に荒廃農地をどう減らしていくか、そのために新規就農者をどう取り入れていくかという観点で色々なご意見いただいております。</p> <p>次年度は、例えば10アールで統一した場合に、新規就農者が入ってくるメリットの部分と、デメリットの部分も含めまして、できれば皆さん方に活発な議論をしていただきながら、その次の年にどうしていくのかという話をさせていただければと思っております。</p> <p>今日はこういう形で議案を出しておりますが、次年度に、農業委員のいろいろな観点からご意見を聞かせていただきながら、次のステップにあがればと思っております。</p>
議 長	<p>検討部会で3回検討していただき、多様な意見がたくさん出てきました。そして、やはり検討部会長がおっしゃるように省令に基づき、今年はこれでいこうということになりました。</p> <p>おっしゃるように、なかなか担い手が見つからない中で、面積が広すぎるのでどうにかできないかという意見はありました。</p> <p>私が聞いた中では、半々の意見だったと思っておりますが、やはりおっしゃるように西区、早良区は非常に荒れてきているという実態もあります。</p> <p>本年度は検討部会で3回検討いただいて、この議案になりましたが、今日出ましたような意見もあります。下限面積の検討は毎年することになっておりますので、次年度は、市全体で農地が荒れないよう、荒廃農地が発生しないように、特に振興地域をどうするのか、中山間地をどうするのか、そこら</p>

		<p>辺を踏まえて検討していただければと思っております。</p> <p>結果的にこれで採決になりますが、そこは重々加味して採決をしたいと思いますが、懸案事項であるというふうに考えております。</p> <p>ほかに何か意見がある方はどうぞ。採決前に出していただければ助かります。</p> <p>なければ採決に移りますが、皆さんの意見が出ておりますので、出た意見は次年度の検討部会の中でしっかり検討をしていただくようお願いしたいと思っております。</p> <p>他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議	長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第14号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成多数)</p>
議	長	<p>賛成多数ですので、議案第14号は原案どおりで可決しました。</p> <p>次に、報告事項の報告第1号から第5号につきましては、書面による報告とし、説明は省略いたしますが、何か、ご質問はありませんか。</p>
農 業 委 員		<p>現在、周船寺大野城線の道路拡張工事があっており、橋の回り道のため全部を埋め立ててしまっています。総会にもかかっていません。普通は総会にかかってから埋めるような段取りだと思います。</p> <p>だから事前着工になるのではないかと思います。事務局は把握してありますか。</p>
事 務 局 長		<p>福岡市が行う公共事業の場合は転用許可が不要の場合もあり、事務局への協議があって、工事着工という場合もございますので、状況を確認させていただきます。</p>
議	長	<p>これで本日予定しておりました議事は全て終了しました。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>それでは、これで、令和元年度第12回福岡市農業委員会総会を閉会します。</p> <p>なお、次回の総会は、4月10日金曜日福岡市鮮魚市場会館での開催を予定しております。</p>